旅費の精算事務の不備

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>総務部
　法務課</td><td>　旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものが２件あった。

<table><tr><th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr><tr><td>A</td><td>熊本県</td><td>令和６年11月21日
から同月22日まで</td><td>45,100円</td><td>令和７年２月18日</td></tr><tr><td>B</td><td>熊本県</td><td>令和６年11月21日
から同月22日まで</td><td>45,900円</td><td>令和７年２月18日</td></tr></table></td><td>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【大阪府財務規則】
（概算払の精算）
第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。

【大阪府財務規則の運用】
第47条関係
１　概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。
　なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</td></tr>
<tr><th colspan="3">措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">検出事項について、概算払に係る大阪府財務規則の認識不足が原因で生じたものである。
所属職員には、監査結果の周知とともに、概算払についての今後の具体的な手続方法と注意すべき点について注意喚起を行った。
また、旅費担当者には、管外出張する職員へ速やかな精算報告実施を指示させるとともに、精算確認を随時行い、未精算の場合は提出を促すなど、適正な処理を行うよう指導した。</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年６月２日から同月27日まで）